

令和8年度

観光物産プロモーションコンテンツ造成業務

公募型企画提案（プロポーザル）募集要項

沖縄県 北谷町

令和8年4月

1 趣旨

本業務は、北谷町へのさらなる誘客を図るため、サイクルツーリズム及びMICE需要のうちインセンティブツアーに焦点を当てたPRを実施するものである。これに当たり、専門性の高い事業者からの提案を募り、最も効果が期待できる事業者との契約を目指すべく、公募型企画提案（プロポーザル）方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。

2 業務の目的

本業務は、次の目的を達成するものとする

- (1) ピークシーズンからショルダーシーズンにかけて高い稼働率が続く北谷町内の宿泊施設について、オフ期においても安定的な誘客を図るとともに、比較的余力のある美浜地区以外への宿泊誘致を促進するため、新たな観光コンテンツとしてサイクルツーリズムの定着を図ること。
- (2) 企業・団体の報奨旅行等のインセンティブツアーを誘致するため、目的地としての北谷町をPRし、本町へのさらなる誘客を図ること。

3 業務概要

(1) 業務名

令和8年度観光物産プロモーションコンテンツ造成業務委託

(2) 業務内容

別添「令和8年度北谷町観光物産プロモーションコンテンツ造成業務仕様書」のとおりとする。

※仕様書の内容は現時点の予定であり、今後の協議により変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

(4) 提案上限額

13,794千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方法

本業務に対する考え方、具体的な取組方針、実施方法、実施体制、KPI設定及び効果検証方法等の提案内容を比較検討し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により事業者を選定する。

4 参加要件

次に掲げる参加要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民

- 事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (5) 北谷町暴力団排除に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (7) 業務を円滑に履行できる体制を有すること。
 - (8) 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、日本国内に本店又は支店を有する法人を幹事企業として選定すること。

5 提出書類

(1) 参加表明書 関連

- ア 参加表明書（第1号様式） 1部
- イ 暴力団又は暴力団員等でない誓約書（第4号様式） 1部
- ウ 会社概要（第5号様式） ※以下を添付すること（各1部）。
 - (ア) 履行履歴全部証明書（参加表明書提出前3か月以内）【写し可】
 - (イ) 国税及び市町村税に係る納税証明書（参加表明書提出前3か月以内）【写し可】
 - (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）
 - (エ) 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- エ 受託業務実績（第6号様式）
- オ 共同企業体結成届出書（第2号様式）並びに共同企業体協定書（任意様式）
※複数の企業団体にコンソーシアムを形成して応募する場合

(2) 企画提案書 関連

- ※原則A4判とする。
- ※提出書類のイ～カは、別紙2 審査評価基準の「2 審査の視点」の評価項目に合わせて作成すること
- ア 企画提案書表紙（第3号様式）
 - イ 企画提案書（制限20ページ以内）
 - ウ 業務実施体制
 - エ 業務工程表
 - オ 同種・同等業務の履行実績一覧 ※動画等の記録媒体は任意提出
 - カ 見積書（税抜金額を記入すること。） ※積算根拠が分かる資料を含む。
 - キ KPI計画書（任意様式）※別紙1を満たすこと。
 - ク 提出部数 ファイル等で綴じて製本の上、8部提出すること。

(3) 提出期限及び提出方法

令和8年5月15日(金) 午後5時(必着)

持参又は書留郵便による郵送とする。持参による提出の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする(正午から午後1時までを除く。)。郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

(4) 留意事項

ア 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し追加資料の提出を求めることがある。

ウ 企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。

エ 選定された企画提案書及び見積書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、情報公開等の請求があれば、その内容を公開する場合がある。

6 質問及び回答

本業務に関する質問は、電子メールによるものとする。

(1) 提出書類

質問書(第7号様式)

(2) 受付期限

令和8年4月30日(木) 午後5時

(3) 回答方法

令和8年5月8日(金) 午後5時(予定)

※全ての質問を取りまとめ、一括してホームページで回答する。

7 提案内容審査

企画提案の審査は、別途設置する「令和8年度北谷町観光物産プロモーションコンテンツ造成業務委託に関するプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という)が行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) 第一次審査(書類審査)

審査委員会は、企画提案書等が事業計画書及び仕様書に沿った内容となっているかについて書類審査を行う。応募多数の場合は上位3者程度を選定する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 日時

令和8年5月27日(水) (予備日: 令和8年5月29日(金))

時間及び場所は別途通知する。プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

(ア) 20分以内の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。

(イ) 参加者側の出席者は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションに際し、資料又は映像の投影を可とする。ただし、スクリーン及びプロジェクターは町が設置し、パソコンは参加者が準備すること。

(エ) 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書の範囲内とする。
※追加資料の配布は認めない。

(オ) 開始時刻に遅刻した場合は失格とすることがある。

(3) 審査方法

審査委員会は、別紙2「審査評価基準」に基づき審査し、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。ただし、順位、採点結果及び選定理由を含む審査委員会の内容は公表しない。なお、全ての企画提案書を審査した結果、交渉権者を選定しない場合がある。

(4) 選定結果の通知

企画提案（プロポーザル）参加者に対し、別途、審査結果を通知する。

(5) 優先交渉権者との協議

町は、優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合又は優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、町は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

8 契約締結

町と優先交渉権者は、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約を締結する。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合

(4) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合

(5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

(6) 別紙1「K P I 必須事項（最低基準）」を満たさない提案である場合

(7) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

10 スケジュール

内容	日時
募集開始及び質問受付開始	令和8年4月22日(水)
質問の受付期限	令和8年4月30日(木)
質問の回答 (一括して回答予定)	令和8年5月8日(木)
参加表明書 提出期間	令和8年4月22日(水)から令和8年5月15日(金)
企画提案書 提出期間	令和8年4月22日(水)から令和8年5月15日(金)
参加表明並びに企画提案書の 書類審査日(一次審査)	令和8年5月19日(火)
書類審査(一次審査)結果発表	令和8年5月20日(水)
提案内容審査(最終審査) (プレゼンテーション)	令和8年5月27日(水)
予備日	令和8年5月29日(金)
審査結果通知	令和8年6月4日(木)

11 審査の評価項目

審査に当たっては、別紙2「審査評価基準」により評価する

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書等の書類は返却しない。

(2) 参加に係る費用の負担

企画提案(プロポーザル)への参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(第8号様式)を提出すること。

イ 本要項に定めのない事項については、町及び審査委員会等において協議し決定するものとする。

13 問合せ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町 建設経済部 観光課 観光係 担当： 渡部・知念

電話：098-982-7714（直通）

Eメール：kankou-4@chattan.jp

別紙1 K P I 必須事項（最低基準）

1 共通事項

- (1) 提案者は、仕様書に定める各業務についてK P I（目標値及び実績値）を設定し、業務完了時に報告すること。
- (2) K P I は、原則として国内及び台湾別に整理すること。
- (3) 最終的な数値目標は、受託者決定後本町との協議の上確定する。

2 業務別K P I（最低基準）

(1) 国内及び台湾の旅行系メディアでの情報配信

必須：掲載／配信件数（媒体別、国内／台湾別）、発信回数、掲載日又は掲載期間、P V／閲覧数／表示回数（取得可能な範囲）、雑誌の場合は発行部数・掲載号・掲載ページ。

(2) 国内及び台湾の北谷町滞在サイクルツーリズムのモデルコース

必須：モデルコース数（国内／台湾別）、造成件数

(3) 国内及び台湾でのサイクルツーリズム系インフルエンサーによる情報発信

必須：起用人数（国内／台湾別）、投稿本数（媒体別）、閲覧数、エンゲージメント数、アンケート回収数及び集計結果。

(4) インセンティブ団体誘致のためのキーマン招聘（視察）

必須：招聘人数／社数（国内／台湾別）、視察行程、商談件数、アンケート回収数及び集計結果。

別紙2 審査評価基準

1 配点

審査は100点満点とし、配点は次のとおりとする。

- (1) 基本認識： 10点
- (2) 提案内容： 70点
- (3) 事業実施体制及び実績等： 15点
- (4) 積算（価格）： 5点

2 審査の視点

評価項目・配点	評価の着眼点
(1) 基本認識 10点	本業務について、北谷町の観光施策及びサイクルツーリズム、インセンティブ需要に関して適切な知見、基本認識及び参加意欲について。
(2) 提案内容 70点	①仕様書業務内容「(1) 国内および台湾の旅行系メディアでの情報発信の実施」の提案について
	②仕様書業務内容「(2) 国内および台湾向け北谷町滞在サイクルツーリズムモデルコースの企画」の実現性やKPIの提示について
	③仕様書業務内容「(3) 国内および台湾におけるサイクルツーリズム系インフルエンサーによる情報発信の実施」について、北谷町の利便性を含めたPRについて
	④仕様書業務内容「(4) インセンティブ団体誘致のためのキーマン招聘（視察）の実施」について、インセンティブツアーに焦点を当てた北谷町の可能性、実効性。地元事業者との連携等について
	⑤効果の期待値 北谷町への誘致促進、経済波及効果について
(3) 事業実施体制 及び実績等 15点	①事業実施体制・スケジュール 実施体制の確保、スケジュールの妥当性について
	②実績 過去10年の類似事業の実績について
(4) 積算 5点	積算内容の合理性、経済性について